

「北海道伝道資金基金」運用規定

第1条（目的）

「北海道バプテスト連合」（以下、「連合」と略す）は2014年1月に寄贈された「タニアキコ基金」を原資として「北海道伝道資金基金」（以下、「資金基金」と略す）を設定し、その適正な運用をはかるために本規定を制定する。

第2条（資金基金の使用原則）

本資金基金は寄贈者の意向を尊重し、北海道内に広くキリストの福音を宣教するために用いるものとする。

第3条（収入）

本資金基金の収入は、預金利子、タニアキコ基金、献金、必要に応じて連合会計からの繰入をもって充当する。

第4条（支出方法）

本資金基金は北海道連合に属する教会からの申請に基づき、連合総会の承認を得て支出する。ただし、緊急を要する場合は、連合役員会の協議を経て支出し、直近の連合総会で承認を得るものとする。

第5条（申請書）

申請書の様式は別紙の様式とする。

第6条（支出項目）

支出できる項目は以下のものとする。

- (1) 新規伝道所の開設
- (2) 原則として5年以上の継続計画に基づく新規伝道拠点での活動
- (3) その他、第2条に該当する活動

第7条（報告義務）本資金基金の支出を受けた教会は、支援を受けている期間中、年度末に活動報告を総会に提出するものとする。

第8条（返納）

本資金基金の使途が、申請時と異なる用途に用いられていると総会が判断した時は、総会は当該教会に、支出額の全額又は一部の返納を求めることができる。

第9条（本規定の改廃）

本規定の改正は連合総会において行う。資金基金の残高がなくなった時は本資金基金の運用を休止または終了する。

附則 本規定は2018年4月30日より施行する

(別紙)

「北海道伝道資金基金」支出申請書

北海道バプテスト連合

会長_____様

「北海道伝道資金基金」運用規定第4条に基づき、資金基金の支出を申請します。

申請者：_____教会

代表者_____

1 支出目的	
2 申請金額	
3 振込先口座	

添付書類

- 1 教会総会議事録 (抄)
- 2 プロジェクトの概要